

II 条例・規則

○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例

平成5年4月1日条例第18号

改正

平成23年3月25日条例第34号
平成24年3月26日条例第32号
平成25年3月21日条例第56号
平成26年3月25日条例第9号
令和元年9月30日条例第14号
令和6年3月22日条例第17号
令和6年10月3日条例第44号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市長の責務等（第3条～第8条）
- 第3章 事業者の責務（第9条）
- 第4章 市民の責務（第10条）
- 第5章 廃棄物の減量及び再利用（第11条～第22条）
- 第6章 適正処理困難物の抑制（第23条～第25条）
- 第7章 一般廃棄物の処理等（第26条～第40条）
- 第8章 産業廃棄物の処理（第41条～第43条）
- 第9章 廃棄物処理手数料（第44条～第46条）
- 第10章 一般廃棄物処理業（第47条～第52条）
- 第11章 浄化槽清掃業（第53条～第55条）
- 第12章 地域の生活環境（第56条～第58条）
- 第13章 雑則（第59条～第62条）
- 第14章 罰則（第63条～第65条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2章 市長の責務等

（市長の責務）

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理に係る事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に係る市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 4 市長は、再利用その他による廃棄物の減量に係る市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進について、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(市民参加)

第5条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴くなど、市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(ごみ市民委員会)

第6条 法第5条の7の規定に基づき、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進その他に係る事項を審議するため、立川市ごみ市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員長が招集する。
- 9 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(市民の減量等の協力措置)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量について、市民の協力及び参加を求める措置を規則で定めるところにより設けるものとする。

(他の地方公共団体との協力等)

第8条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に係る事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3章 事業者の責務

(事業者の責務)

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他(以下「製造等」という。)に際して、その製品、容器その他(以下「製品等」という。)が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市長の施策に協力しなければならない。

第4章 市民の責務

(市民の責務)

第10条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用その他により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市長の施策に協力しなければならない。

第5章 廃棄物の減量及び再利用

(市長の減量義務)

第11条 市長は、資源物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源の回収その他を行うとともに、物品

の調達に当たっては、再生品の使用などにより、自ら再利用その他による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第12条 事業者は、物の製造等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保など、廃棄物の発生の抑制に必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図るなど、再利用を促進するために必要な措置をとることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の計画)

第13条 市長は、再利用その他による廃棄物の減量を促進するため、規則で定めるところにより、再利用に係る計画を定めるものとする。

(施設利用)

第14条 市長は、再利用その他に係る市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管などに利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第15条 市長は、再利用を促進するため、資源回収その他を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

(再利用の容易性の自己評価等)

第16条 事業者は、物の製造等に際して、その製品等の再利用の容易性について、あらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品等の開発を行うこと及びその製品等の再利用の方法についての情報を提供することにより、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第17条 事業者は、物の製造等に際して、自ら包装、容器その他（以下「包装等」という。）に係る基準を設定することにより、その包装等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策をとることにより、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収その他に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進することにより、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、その建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に係る業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に係る計画を作成し、その計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、その建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、その建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第19条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるとき、又は当該事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第20条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第19条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(市民の減量義務)

第22条 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収その他の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第6章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第23条 事業者は、物の製造等に際して、その製品等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと及びその製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することにより、当該製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第24条 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第25条 市長は、適正処理困難物を指定し、公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取りなどにより回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第7章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

第26条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第27条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水その他の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第28条 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第29条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務)

第30条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者。以下「占有者」という。）は、当該土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出すなど、第28条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋などについて、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 くみ取り便所を使用する占有者は、当該くみ取り口には、常にふたをし、かつ、雨水、雑排水その他の水が入らないように努めるとともに、便槽内に収集、運搬又は処分に支障が生ずるおそれのあるものを混入してはならない。

(収集又は運搬の禁止)

第30条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第20条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(立川市行政手続条例の適用除外)

第30条の3 前条第2項の規定による命令については、立川市行政手続条例（平成8年条例第43号）第3章の規定は適用しない。

(家庭廃棄物の排出方法)

第30条の4 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（資源物、有害ごみ（第28条の規定により定められた計画に定めるものをいう。）、粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 前項の規定により難いと市長が認めるとき又は臨時に排出するときは、占有者は、市長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第31条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第32条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告等)

第33条 市長は、占有者が第30条又は第30条の4の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(収集拒否)

第34条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第35条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それを処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第29条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第36条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第37条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第38条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に規定する受入基準に従わない場合には、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第39条 市長は、事業者が第35条第2項又は第36条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第40条 第29条第1項、第30条第1項及び第2項並びに第31条から第33条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。ただし、第30条の4の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を勧告したものを除く。

第8章 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第41条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第28条に規定する計画に含めるものとする。

(処理命令)

第42条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、当該産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第43条 第29条、第30条第1項及び第2項、第33条、第36条、第37条並びに第39条の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。ただし、第30条の4の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を勧告したもの及び第35条第2項の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を命じたものを除く。

第9章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第44条 市長は、廃棄物の処理について、占有者又は事業者から別表第1に定める廃棄物処理手数料を

徴収する。

(手数料の算定)

第45条 市長は、前条に規定する廃棄物処理手数料のうちその廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準とする算定が著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。ただし、粗大ごみ処理手数料については、別表第2に定める基準により算定する。

(処理券の交付)

第45条の2 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち粗大ごみ処理手数料又はし尿処理手数料をあらかじめ納付した者に、粗大ごみ処理券又はし尿処理券を交付する。ただし、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和6年立川市条例第13号)第3条第5項の規定により、粗大ごみ処理手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものにより納付した場合にあっては、この限りでない。

(指定収集袋の交付)

第45条の3 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち指定収集袋により排出するものに係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定により当該廃棄物処理手数料の減免を受けた者に、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋の交付について必要な事項は、規則で定める。

(手数料の減免)

第46条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、第44条の規定にかかわらず、廃棄物処理手数料を減免することができる。

第10章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第47条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、自らその一般廃棄物を運搬する事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、自らその一般廃棄物を処分する事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前2項に規定する許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) 申請の内容が、市長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) 事業の用に供する施設及び申請者の能力が当該事業を的確に、かつ、継続して行えるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から、5年を経過しない者

4 第1項又は第2項に規定する許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項に規定する許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(業の変更の許可)

第48条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物

の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に規定する許可について準用する。

(処理基準)

第49条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第29条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第50条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事業所その他の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令等)

第51条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第47条第3項第4号の規定に該当したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可申請手数料)

第52条 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る許可につき、次の各号に掲げる者は、1件につき10,000円の手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの

(5) 許可証の再交付を受けようとする者

第11章 浄化槽清掃業

(業の許可)

第53条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

(許可証の譲渡等の禁止等)

第54条 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

(2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。

(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

(許可申請手数料)

第55条 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者は、1件につき10,000円の手数料を申請の際に納入しなければならない。

第12章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第56条 占有者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、散乱したものを速やかに清掃しなければならない。

4 土木、建築その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材その他の物を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出して生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

第57条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第58条 空き地を所有し、又は管理する者は、当該空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、その周囲に囲いを設けるなど、適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第13章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第59条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、その保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、当該建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(報告の徴収)

第60条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第61条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理について、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第61条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、規則で定める。

(委任)

第62条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第14章 罰則

(罰則)

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第30条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第37条(第43条の規定において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第39条(第43条の規定において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第59条第3項の規定による命令に違反した者

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第50条の規定に違反した者
- (2) 第59条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務

について、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第44条の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 立川市廃棄物処理及び清掃条例（昭和47年立川市条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の2の規定による許可を受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ第47条第1項及び第2項又は第53条第1項の規定による許可を受けている者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第9条の2の規定によりされている申請に係る許可については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第9条の2の規定による許可は、第47条第1項及び第2項又は第53条第1項の規定による許可とみなす。
- 5 前2項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれらに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 別表「し尿」の項の規定の適用については、当分の間、同項中「3年」とあるのは「6年」とする。

附 則（平成9年3月5日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第16号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第18号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月22日条例第12号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月28日条例第6号）

- 1 この条例は、平成15年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月30日条例第34号）

- 1 この条例は、平成15年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月12日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日条例第2号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月26日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考及び別表第2の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第1の備考及び別表第2の規定は、平成21年4月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、

なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月25日 条例第34号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第63条及び別表第 1 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日 条例第32号）

この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日 条例第56号）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条の 3 の次に 1 条を加える改正規定、第33条、第40条、第43条及び第45条の改正規定、第45条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに別表第 1 の改正規定は、同年11月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第 1 の規定は、平成25年11月 1 日以後排出する廃棄物について適用し、同年10月31日以前に排出した廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月25日 条例第 9 号）

1 この条例は、平成26年11月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第 1 の規定は、平成26年11月 1 日以後排出する廃棄物について適用し、同年10月31日以前に排出した廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月30日 条例第14号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月22日 条例第17号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年10月 3 日 条例第44号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和 6 年規則第96号で令和 7 年 1 月27日から施行）

別表第 1（第44条関係）

種類	区分	手数料	
ごみ及び燃え殻	家庭廃棄物のうち第 30 条の 4 第 1 項の規定により指定収集袋で排出するもの	特小袋（容量 5 リットル相当） 1 枚につき 10 円	
		小袋（容量 10 リットル相当） 1 枚につき 20 円	
		中袋（容量 20 リットル相当） 1 枚につき 40 円	
		大袋（容量 40 リットル相当） 1 枚につき 80 円	
	家庭廃棄物（第 30 条の 4 第 1 項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあつては、臨時に排出するもの	10 キログラムにつき 400 円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、10 キログラムにつき 300 円	
	家庭廃棄物のうち別表第 2 に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものを除く。）	別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 3 点まで	300 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 4 点から 6 点まで	600 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 7 点から 9 点まで	900 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 10 点	1,000 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 11 点から 12 点まで	1,200 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 13 点	1,300 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 14 点から 15 点まで	1,500 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 16 点	1,600 円
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 17 点から 18 点まで		1,800 円	
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 19 点		1,900 円	
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 20 点	2,000 円		
家庭廃棄物のうち別表第 2 に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものに限る。）	10 キログラムにつき 300 円		

	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円（市が収集及び運搬したものに限り。）
	事業系廃棄物にあつては、臨時に排出するものうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 400円
	事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するものうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 400円
	事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム未満を規則で定める収集袋により排出するもの	収集袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円
	事業系廃棄物にあつては、再利用の可能なせん定枝のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 200円
動物の死体	一般家庭から排出されるもの（所有者不明の動物を除く。）	1体につき4,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものは、1体につき、3,000円
し尿	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に掲げる処理区域であつて、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域内の世帯から排出されるもの	1便槽1回につき 500円
	その他市長が指定したのから排出されるもの	1リットルにつき 15円

備考

特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

ア ブラウン管式のもの

イ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの

- (3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- (4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機

別表第2（第45条関係）

点数	品目
1点	アイロン台、網戸、衣装ケース、板類、1斗缶、植木台、液晶ワードプロセッサ、折りたたみいす、カラーボックス、ギター、ギターケース、クーラーボックス、ゴルフクラブ（セット）、竹刀、スケートボード、スコップ、スノーボード、鉄アレイ、電気オーブン、天体望遠鏡、波板、バット、ビデオデッキ（大）、布団乾燥機、風呂ふた、ペットケージ、ベビーバス、ベビー用体重計、便器、便座、ボウリングの球、ホースリール、ホッピング、ボディボード、もちつき機、物干しざお、ラジカセ、柳ごうり、和裁台 その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの
2点	アコーディオンカーテン、編み機、いす、犬小屋、加湿器、ガスコンロ（2口以上）、脚立、こたつ、米びつ、コピー機、ゴルフバッグ、自転車（子ども用）、自動車用キャリア、芝刈り機、じゅうたん、障子、除湿機、食器乾燥機、食器洗浄器、水槽、スキー用品、ストーブ、ズボンプレスサー、扇風機、掃除機、台車、茶箱、テーブル、テント、パネルヒーター、ビーチパラソル、ファクシミリ（大）、ファンシーケース、ファンヒーター、ふすま、布団、風呂がま、ポータブルミシン、マットレス、物干し台、レンジ台 その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの
3点	大型の健康器具、カラオケセット、簡易温室、キーボード、鏡台、金庫、車いす、サーフボード、サイドボード、自転車（大人用）、ジャングルジム、焼却炉、食器棚、ステレオ、滑り台、洗面台、ソファ、台付きミシン、たんす、机、流し台、びょうぶ、ぶらんこ、ベッド、本棚、マッサージ機、物置、リヤカー、ローボード その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの
5点	エレクトーン、スプリング式ベッドマット、電子ピアノ、風呂桶 その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの

○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則

平成5年9月30日規則第53号

改正

平成23年3月31日規則第42号
平成25年3月29日規則第64号
平成25年10月31日規則第10号の2
平成26年10月8日規則第41号
平成27年2月2日規則第1号
平成31年3月29日規則第16号
令和2年11月30日規則第67号
令和6年8月28日規則第79号
令和6年11月27日規則第101号
令和7年3月31日規則第36号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 事業用大規模建築物（第6条～第9条）
- 第3章 一般廃棄物の処理等（第10条～第16条の2）
- 第4章 廃棄物処理手数料（第17条～第19条の2）
- 第5章 一般廃棄物処理業（第20条～第31条）
- 第6章 浄化槽清掃業（第32条～第36条）
- 第7章 雑則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（ごみ市民委員会）

第3条 条例第6条第1項の規定により設置する立川市ごみ市民委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1）一般廃棄物の適正な処理の基本方針に関すること。
- （2）一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること。

2 委員会の委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額10,800円とする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第6条第3項の規定により学識経験を有する者として任命された委員会の委員の報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）会長 日額26,000円
- （2）委員 日額20,000円

（ごみ減量協力員）

第4条 条例第7条の規定により、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量について市民の協力及び参加を求めるため、市民のうちから立川市ごみ減量協力員（以下「協力員」という。）を任命する。

2 協力員は、次の各号に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- （1）一般廃棄物の減量に係る地域住民への啓発に関すること。
- （2）一般廃棄物の分別及び適正な排出その他に関すること。
- （3）資源物の資源化及び再利用の促進に関すること。
- （4）その他一般廃棄物の適正な処理及び減量に関すること。

3 協力員の任期は、2年とし、補欠協力員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任される

ことができる。

(再利用の計画)

第5条 条例第13条に規定する再利用に係る計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再利用の基本方針に関すること。
- (2) 再利用促進のための方策に関すること。
- (3) 資源物その他の発生量及び再利用量の見込みに関すること。
- (4) 再利用のための施設整備に関すること。
- (5) 再利用促進のための啓発その他に関すること。
- (6) その他再利用に関すること。

2 再利用に係る計画は、市民に明らかにしなければならない。

第2章 事業用大規模建築物

(事業用大規模建築物)

第6条 条例第18条第1項に規定する事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者)

第7条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第18条第2項の規定により、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、速やかに廃棄物管理責任者選任届(第1号様式)により届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する届出に変更があった場合は、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者変更届(第2号様式)により届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の減量及び再利用計画)

第8条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第18条第3項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した廃棄物減量及び再利用計画書(第3号様式)を年度ごとに作成し、毎年5月末日までに提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関する事項

(再利用対象物の保管場所)

第9条 条例第18条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
- (4) 再利用対象物の搬入及び搬出作業が容易にできるものであること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第18条第6項の規定により、再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該建築物の建築確認の申請の前までに、再利用対象物保管場所設置届(第4号様式)により届け出なければならない。

第3章 一般廃棄物の処理等

(適正処理困難物)

第10条 条例第25条第1項の規定による適正処理困難物を指定するときは、あらかじめ他の地方公共団体と協議するものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第11条 条例第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

- (4) 一般廃棄物の適正な処理の方法
 - (5) 廃棄物の収集、運搬及び処分に関する占有者又は事業者の協力義務の内容
 - (6) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (7) その他一般廃棄物の処理に関する事項
- (一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第12条 条例第29条第3項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条によるものとする。

(収集又は運搬の禁止の対象となる資源物)

第12条の2 条例第30条の2第1項に規定する規則で定める資源物は、条例第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定めるものとする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第12条の3 条例第30条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第4号様式の2）により行うものとする。

(指定収集袋の種類)

第12条の4 条例第30条の4第1項に規定する指定収集袋の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

指定収集袋の種類		容量
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋（第4号様式の3）	特小袋	5リットル相当
	小袋	10リットル相当
	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ専用袋（第4号様式の4）	特小袋	5リットル相当
	小袋	10リットル相当
	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当

2 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第3号アに掲げる廃棄物を排出するために使用する指定収集袋（以下「ボランティア袋」という。）の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

ボランティア袋の種類		容量
燃やせるごみ専用ボランティア袋（第4号様式の5）	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当
燃やせないごみ等専用ボランティア袋（第4号様式の6）	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当

(事業者に対する運搬等の命令)

第13条 条例第35条第1項の規定により、その処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時排出するとき 1日の平均排出量 10キログラム以上
- (2) 臨時に排出するとき 臨時の排出量 100キログラム以上

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第14条 条例第36条第2項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 事業系一般廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。
- (6) 廃棄物の搬入、搬出その他の作業の安全が確保できるものであること。
- (7) 保管場所には、事業系一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。
- (8) 市長が実施する廃棄物の収集及び運搬業務の提供を受ける場合は、市の収集運搬作業の方法に適合するものであること。

(事業系一般廃棄物の排出基準)

第15条 条例第37条第2項に規定する事業系一般廃棄物の排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物の排出に準じ、種類ごとに分別して排出すること。
- (2) 再利用対象物と廃棄物を分別して排出すること。
- (3) その他一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第16条 条例第38条第1項に規定する市長の指定する処理施設での受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (2) 条例第31条第1項各号に掲げるもの以外のものであること。
- (3) その他一般廃棄物の処理施設に支障を来さないものであること。

(事業系指定袋の種類)

第16条の2 条例別表第1に規定する規則で定める収集袋（以下「事業系指定袋」という。）の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

事業系指定袋の種類	容量
事業系指定袋 燃やせるごみ用袋（第4号様式の7）	40リットル相当
事業系指定袋 燃やせないごみ用袋（第4号様式の8）	40リットル相当
事業系指定袋 プラスチック・ビニール・ペットボトル用袋（第4号様式の9）	40リットル相当

第4章 廃棄物処理手数料

(排出量の算定等)

第17条 条例第44条に規定する廃棄物処理手数料の徴収に係る廃棄物の排出量は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 臨時に排出又は収集、運搬及び処分をした廃棄物については、その都度算定する。
- (2) 条例第47条第1項及び第2項の規定により許可を受けた者が収集、運搬及び処分をした廃棄物については、1月ごとに算定する。
- (3) 事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物については、その都度算定する。
- (4) 市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物にあつては、10キログラムに満たない端数があるときは、その端数を四捨五入して算定する。

2 条例第45条に規定する重量以外の基準による場合は、1立方メートル当たりを250キログラムに換算し、算定する。

(粗大ごみ又はし尿収集処理の申込み等)

第17条の2 条例第45条の2本文に規定する粗大ごみ処理券又はし尿処理券（第5号様式。以下「処理券」という。）の交付に係る粗大ごみ（第19条第1項第1号、第2号及び第4号の定めにより廃棄物処理手数料を免除された者（以下この条において「減免対象者」という。）にあつては特定家庭用機器廃棄物を含む。以下この条において同じ。）若しくはし尿収集処理の申込み又は条例第45条の2ただし書の規定により粗大ごみ処理手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるもの（以下「オンライン決済」という。）により納付しようとする場合に係る粗大ごみの収集処理の申込みは、電話等による事前申込みとする。

2 前項に規定する申込みをし、その承認を受けた者は、交付された処理券を市が指定した箇所に貼付しなければならない。この場合において、粗大ごみにあつては、市が指定した場所に収集予定日当日の指定された時間までに排出しなければならない。

3 前項前段の規定にかかわらず、減免対象者が粗大ごみを排出する場合にあつては、処理券の貼付に代えて、市が指定する事項を記載した任意の書式を市が指定した箇所に貼付して粗大ごみを排出するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、オンライン決済により粗大ごみ処理手数料を納付した者にあつては、処理券の貼付に代えて、市が別に定める書式又は市が指定する事項を記載した任意の書式を市が指定した箇所に貼付して粗大ごみを排出するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第18条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、次の各号に掲げる廃棄物処理手数料については、これを省略することができる。

- (1) 第17条第1項第1号及び第3号並びに第2項並びに前条に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料
- (2) 条例第45条の3第1項の規定により交付された指定収集袋により排出する廃棄物に係る廃棄物処理手数料

2 廃棄物処理手数料の納付期限は、納入通知書の発行の日の属する月の末日とし、発行の日がその属する月の16日以後のときは、当該月の翌月末日とする。

(指定収集袋の交付方法)

第18条の2 条例第45条の3第1項の規定による指定収集袋（ボランティア袋を除く。以下この条において同じ。）の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類に応じ、同表右欄に定める枚数を1組として行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、1枚単位での交付を行うことができる。

指定収集袋の種類		1組の枚数
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋	特小袋	10枚
	小袋	10枚
	中袋	10枚
	大袋	10枚
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ専用袋	特小袋	10枚
	小袋	10枚
	中袋	10枚
	大袋	10枚

2 条例第45条の3第1項の規定による当該廃棄物処理手数料を減免された者への指定収集袋の交付は、第19条の2第3項及び第4項に定める指定収集袋の交付とする。

3 ボランティア袋の交付について必要な事項は、別に定める。

(手数料の減免)

第19条 条例第46条の規定による廃棄物処理手数料の減免基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災、水災、震災その他の災害を受けたとき。 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている世帯に属する占有者が家庭廃棄物を排出するとき。 免除
- (3) 次に掲げる廃棄物を排出するとき。 免除
 - ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴い排出される廃棄物
 - イ 家庭から排出される落ち葉、雑草等
 - ウ 家庭から排出される育児、介護等に使用したおむつ
- (4) 次に掲げる世帯に属する占有者が家庭廃棄物（動物の死体を除く。）を排出するとき。 免除
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税の者で構成される世帯
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯
 - ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発第58号）第5条の規定により1度又は2度の愛の手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別表左欄に掲げる対象世帯に属する占有者が条例第30条の4第1項の規定により指定収集袋で家庭廃棄物を排出するとき。 免除（別表左欄に掲げる対象世帯ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる指定収集袋の交付枚数を限度とする。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 100分の50に相当する額又は免除

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第30条の4第1項の規定により指定収集袋で家庭廃棄物を排出する場合における前項第2号又は第4号の規定に基づく廃棄物処理手数料の免除については、別表左欄に掲げる対象世帯に応じ、別表右欄に掲げる指定収集袋の交付枚数を限度とする。
- 3 第1項第2号、第4号及び第5号の規定による廃棄物処理手数料の免除は、別表の左欄に掲げる対象世帯に重複して該当する場合については、重複して行わないこととする。

(減免等の申請手続)

第19条の2 前条の規定(前条第1項第3号に掲げるものを除く。)により廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第6号様式)又は指定収集袋減免申請書(第6号様式の2)により申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料減免申請書を受けたときは、審査のうえ可否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免承認(不承認)決定通知書(第6号様式の3)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により指定収集袋減免申請書を受けたときは、審査のうえ可否を決定し、指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券(第6号様式の4)を交付し、又は指定収集袋減免不承認決定通知書(第6号様式の5)により通知するものとする。この場合において、指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券を交付したときは、同引換券と引き換えに別表に定めるところにより指定収集袋を交付するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一般廃棄物処理手数料減免承認(不承認)決定通知書による通知又は指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券の交付を省略し、廃棄物処理手数料の減額又は免除に係る廃棄物の収集、運搬及び処分又は指定収集袋の交付を行うことができる。
- 5 前条第1項第3号イ及びウに掲げる廃棄物処理手数料の免除については、指定収集袋によらず透明又は半透明の袋により排出することにより免除とし、当該免除に係る申請手続は省略する。
- 6 前条第1項第3号アに掲げる廃棄物処理手数料の減免の申請手続は、別に定める。

第5章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第20条 条例第47条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第7号様式)に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
 - (2) 主たる事務所以外の営業所などの名称、所在地及び電話番号
 - (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (4) 収集又は運搬の別
 - (5) 営業の区域
 - (6) 運搬車その他の主たる収集又は運搬のための器材の種類及び数量
 - (7) 従業員数
 - (8) その他必要と認めた事項
- 2 条例第47条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条各号に掲げるものとする。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第21条 条例第47条第2項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第8号様式)に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 主たる事務所以外の営業所などの名称、所在地及び電話番号
- (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (4) 作業場所、処分方法及び処分先
- (5) 一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量)
- (6) 作業計画
- (7) 従業員数
- (8) その他必要と認めた事項

- 2 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げるものとする。

(業の許可基準)

第22条 条例第47条第3項第3号(条例第48条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては省令第2条の2各号に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号に掲げるものとする。

(許可の更新期間)

第23条 条例第47条第4項に規定する期間は、2年以内とする。

(許可証の交付等)

第24条 条例第47条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第9号様式)を、同条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第10号様式)を交付する。

2 不許可の処分をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業不許可通知書(第11号様式)により行う。

(業の変更の許可)

第25条 条例第47条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)は、条例第48条第1項の規定により第20条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(第12号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する収集運搬器材の種類及び数量
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合は、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日
- (8) その他必要と認めた事項

2 条例第47条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、条例第48条第1項の規定により第21条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書(第13号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量)
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合は、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日
- (8) その他必要と認めた事項

(業の変更届)

第26条 一般廃棄物収集運搬業者が第20条第1項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項を変更したとき、若しくは自動車検査証の内容を変更したとき、又は一般廃棄物処分業者が第21条第1項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、その変更をした日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業等変更届(第14号様式)により届け出なければならない。

(業の取消し、停止命令等)

第27条 条例第51条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業等許可取消書(第15号様式)又は一般廃棄物収集運搬業等事業停止命令書(第16号様式)により行うものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、その責任を負わないものとする。

(業の休止及び廃止届)

第28条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日前30日までに一般廃棄物収集運搬業等休止兼廃止届（第17号様式）により届け出なければならない。

（許可証の再交付）

第29条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（第18号様式）により申請し、再交付を受けなければならない。

2 き損により前項に規定する申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（許可証の返還）

第30条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号の一に該当したときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

（1）一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。

（2）条例第51条第1項の規定により許可を取り消されたとき。

（3）許可の期間が満了したとき。

（実績報告）

第31条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条の規定により、毎月10日までに一般廃棄物の処理に係る前月分の実績を一般廃棄物処理業務実績報告書（第19号様式）により報告しなければならない。

第6章 浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可申請）

第32条 条例第53条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第20号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

（1）住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

（2）主たる事務所以外の営業所その他の名称、所在地及び電話番号

（3）営業の区域

（4）作業計画

（5）運搬車及びその他の主たる器材の種類及び数量

（6）従業員数

（7）その他必要と認めた事項

（許可の基準）

第33条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定によるものとする。

（許可証の交付等）

第34条 条例第53条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第21号様式）を交付する。

2 不許可の処分をしたときは、浄化槽清掃業不許可通知書（第22号様式）により行う。

（実績報告）

第35条 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第53条第1項の規定により、毎月10日までに浄化槽清掃の処理に係る前月分の実績を浄化槽清掃処理業務実績報告書（第23号様式）により報告しなければならない。

（準用）

第36条 第23条及び第26条から第29条までの規定は、浄化槽清掃業の許可について準用する。

第7章 雑則

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第37条 条例第59条第1項に規定する大規模建築物は、次の各号の一に掲げる建築物とする。

（1）高さが10メートル（第1種低層住居専用地域においては、軒の高さが7メートルを超え、又は地上階数が3以上のもの）を超え、かつ、建築敷地面積が500平方メートル以上の建築物

（2）延床面積が1,500平方メートル以上の建築物

（3）15戸以上の集合住宅

2 大規模建築物を建設しようとする者は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、建築基準法第6条第1項の規定による当該建築の確認の申請までに、廃棄物保管場所等設置届（第24号様式）により届け出なければならない。ただし、市長が実施する一般廃棄物処理業務の提供を受けない者は、この限りでない。

3 条例第59条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、第14条各号に掲げるもののほか、別に定め

る。

(清掃指導員)

第38条 次の各号に掲げる業務を担当させるため、職員のうちから清掃指導員を任命する。

- (1) 条例第61条第1項に規定する立入検査
- (2) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (3) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (4) その他必要と認められた事項

(清掃指導員の証票)

第39条 前条に規定する清掃指導員の証票は、清掃指導員証(第25号様式)とする。

- 2 清掃指導員は、職務執行に当たり、常に清掃指導員証を携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(技術管理者の資格)

第40条 条例第61条の2に規定する技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第17条から第19条までに規定する廃棄物処理手数料に関する事項は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 立川市廃棄物処理及び清掃条例施行規則(昭和61年立川市規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に旧規則によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれらに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の規定により交付された許可証で現に効力を有するものは、この規則

の相当する規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成9年3月26日規則第32号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第26号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定及び第18条第1項ただし書の改正規定（「前条第2項」を「前条」に改める部分に限る。）は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則第17条の2及び第18条第1項ただし書（前条に係る部分に限る。）の規定は、平成12年10月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第42号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第64号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条の3の次に1条を加える改正規定、第16条の次に1条を加える改正規定、第18条の改正規定、第18条の次に1条を加える改正規定、第19条の改正規定、第19条の次に1条を加える改正規定及び別表を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日規則第10号の2）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年10月8日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規則第67号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和6年8月28日規則第79号）

この規則は、令和6年9月30日から施行する。

附 則（令和6年11月27日規則第101号）

この規則は、令和7年1月27日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第36号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第19条、第19条の2関係）

対象世帯	指定収集袋の交付枚数	
	立川市家庭用一般 廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋	立川市家庭用一般 廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ 専用袋
生活保護法第11条第1項各号に掲げる保護を受けている世帯	100枚	20枚
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
東京都愛の手帳交付要綱第5条の規定により1度又は2度の愛の手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する支援給付を受けている世帯	100枚	20枚
児童扶養手当法（昭和36年法律第283号）の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚	20枚
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚	20枚
国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受けている世帯	100枚	20枚
介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項の規定により要介護状態区分が要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
市長が特別な理由があると認めた世帯	必要と認める種類 及び枚数	必要と認める種類 及び枚数

備考

- (1) 交付枚数は、1世帯につき1年（11月1日から翌年10月31日をいう。）当たりの枚数とし、市長が決定する免除期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。ただし、あん分して得た枚数に10枚未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 配布する指定収集袋の種類は、単身世帯は小袋、2人以上4人未満の世帯は中袋、4人以上の世帯は大袋とする。ただし、希望する場合は、容量の小さい指定収集袋の種類に変更することができる。